

平成 23 年 10 月 3 日
沖縄電力株式会社

定額電灯および公衆街路灯 A に係る新料金区分の認可について

当社は、定額電灯および公衆街路灯 A の電灯料金区分について、「10 ワットまでの 1 灯」および「10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯」に適用する新たな料金区分（以下「新料金区分」といいます。）を設定することとし、また、新料金区分に対応する太陽光発電促進付加金につきましても併せて設定することとし、経済産業大臣に認可申請しておりましたが（平成 23 年 9 月 12 日発表済）、本日、申請内容のとおり認可を受けましたので、お知らせいたします。

なお、認可をいただいた内容は以下のとおりです。

1. 新料金区分適用の対象契約

定額電灯または公衆街路灯 A のご契約で、照明機器の入力容量が「10 ワットまで」および「10 ワットをこえ 20 ワットまで」のお客さまが適用の対象です。

2. 新料金区分の単価

新料金区分の単価は次のとおりとなります。

料金区分	電灯料金単価		太陽光発電促進付加金単価
	定額電灯	公衆街路灯 A	
10 ワットまでの 1 灯につき	98 円 02 銭	87 円 11 銭	24 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	150 円 89 銭	134 円 10 銭	49 銭

注) 定額電灯および公衆街路灯 A の太陽光発電促進付加金単価は、同じ単価となっております。

3. 新料金区分の適用開始日

平成 23 年 12 月 1 日からとなります。

4. 新料金区分の適用方法

新料金区分適用の対象となる可能性のあるお客さまに対して、本日から平成 23 年 10 月 31 日までの間に、ダイレクトメールにてお手続き方法等をご案内いたします。

添付資料：定額電灯および公衆街路灯 A について

以 上

定額電灯および公衆街路灯 A について

定額電灯とは

電灯^{※1}または小型機器^{※2}を使用する小容量の需要で、計量器を設置しない定額制の料金となっております。

主な用途としては、看板灯やアパートの共用灯等があります。

公衆街路灯 A とは

公衆のために設置された電灯^{※1}または小型機器^{※2}を使用する小容量の需要で、計量器を設置しない定額制の料金となっております。

主な用途としては、街路灯、交通信号灯等があります。

なお、現行の需要家料金、電灯料金、小型機器料金および太陽光発電促進付加金の単価につきましては、変更はございません。

仮に公衆街路灯 A のご契約で入力容量 40 W の照明機器を 1 灯設置されているお客さまが、入力容量 10 W の照明機器 1 灯に取り替えた場合のひと月当たりの電気料金は、281 円から 139 円となり 142 円安くなります（燃料費調整額は含まれておりません）。

料金区分		料金単価		太陽光発電促進付加金単価
		定額電灯	公衆街路灯 A	
需要家料金（1 契約につき）		63 円 00 銭	52 円 50 銭	—
電灯料金	(20 ワットをこえ) 40 ワットまでの 1 灯につき	256 円 62 銭	228 円 06 銭	98 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	384 円 93 銭	342 円 09 銭	1 円 47 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	641 円 55 銭	570 円 15 銭	2 円 45 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	641 円 55 銭	570 円 15 銭	2 円 45 銭
小型機器料金	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	248 円 55 銭	213 円 79 銭	74 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	433 円 09 銭	375 円 87 銭	1 円 46 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	433 円 09 銭	375 円 87 銭	1 円 46 銭

注) 定額電灯および公衆街路灯 A の太陽光発電促進付加金単価は、同じ単価となっております。

※1 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

※2 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。